

平成 23 年 10 月 20 日

文 部 科 学 大 臣
中 川 正 春 殿

社団法人日本芸能実演家団体協議会
会 長 野 村 萬

平成 24 年度予算および税制改正に関する要望

文化芸術振興基本法制定 10 年、63 万筆の国会請願の思いを生かし
今こそ、実演芸術の振興に関する基本的な政策の確立を

本年 3 月の東日本大震災は計り知れない被害を日本にもたらしましたが、私ども実演芸術団体は文化芸術の力を生かした復興に向けて、募金の呼びかけ、被災地での公演活動等の取り組みを進めております。文化芸術は、人々に生きる力を与え、地域社会の絆として重要な役割を果しており、震災復興に大きな力を発揮していると確信いたしております。

平成 13 年、文化芸術振興基本法が施行されて後、文化施策はいくつかの点で改善、進展を見たものの、基本法に謳われた「伝統的な文化芸術を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進する」ための「基盤の整備及び環境の形成」は十分に達成されたとは言い難い状況です。とりわけ演劇、音楽、舞踊、演芸、伝統芸能など実演芸術の振興のための制度的な基盤は未整備であります。文化芸術振興基本法にもとづく第三次基本方針が本年策定されましたが、実演芸術の係る諸課題の実現は急務といえます。

私どもは、「文化関連予算を国家予算の 0.5% へ高めること」を柱とする 63 万筆に及ぶ「もっと文化を」国会請願署名を先の国会に提出いたしました。その内容は、実演芸術分野における新たな助成制度と全国での拠点整備を中心とする恒常的な施策枠組みと税制による総合的な実演芸術の振興政策の確立でございます。この基本的な政策を軸に、日本の文化芸術を文化産業、観光産業として育成し、世界に誇れるものとして発展させることが今後の我が国の発展にとって重要な政策に成ると考えたからであります。

文化芸術の社会的な役割の重要性と国民の声を踏まえ、震災復興、日本再生のために、文化芸術振興基本法制定 10 年を契機に、今こそ、演劇、音楽、舞踊、演芸、伝統芸能など実演芸術の振興の基本的な政策を実現頂きたく、ここに要望いたします。

実演芸術の振興に関する基本的な政策の充実を

■非営利芸術組織の持続的な発展のため助成制度と専門助成機関の充実、寄附金を促進する税制を

専門芸術団体、劇場・音楽堂の持続的な発展のため

舞台芸術創造力向上・発信プラン予算の大幅増額を

全国の専門芸術団体と劇場・音楽堂の運営組織が自らの力で活発な創造と公演活動を展開し、国民に多様で多彩な芸術享受の機会をつくり出していくためには、非営利芸術組織を育成していくことが効果的です。そのためには、第三次基本方針に盛り込まれた、経営努力のインセンティブが働く年間の活動に必要な経費の一定割合を助成する仕組みの充実を継続するとともに、「舞台芸術創造力向上・発信プラン」予算を大幅に増額することを要望します。

専門助成機関の確立を

全国の実演芸術の現状と芸術団体等の活動状況を的確にとらえ、効果的な助成制度の運営（助成方針、採択、交付、評価）を行う専門家も参加した機関として日本芸術文化振興会基金部の体制を拡充することが試行的に開始されました。

新たな助成制度と専門助成機関は車の両輪として進められることが望ましく、将来的には独立も視野に入れた検討が必要と考えます。

寄付金の所得控除を年末調整でも可能にし、税額控除制度導入の簡素化を

非営利芸術組織は創造活動を積極的に展開するため、公的な助成資金とともに企業や個人からも幅広く資金を集めていくことが今後の発展に欠かせません。なかでも個人寄付の重要性は高まりつつあります。

そのためには寄付金優遇制度が充実している新公益法人制度の活用と勤労者の寄付を促進するために、寄付金の所得控除に係る手続きを、生命保険同様に年末調整で可能とするため、所得税法第190条第2号に寄付金に係る規定の創設を要望いたします。

また、税額控除制度を適用するために必要とされるPST要件（パブリック・サポート・テスト）を、厳しい認定手続きの必要な公益法人に課すことは不要であり、この要件を撤廃して頂きたい。

■国民の創造、鑑賞、参加の拠点を全国に整備する法律の制定と実演芸術に不可欠な施設等の固定資産税の減免を

全国の公立文化会館から劇場・音楽堂を生み出す法律の制定を

地方公共団体が設置した公立文化会館が全国には 2000 以上存在しています。しかし、これらは文化の振興に十分に機能しているとは言えず、全国的に見て国民の芸術享受には大きな格差が存在している状況です。これらの施設の設置目的と事業を明確にし、その目的に相応し専門家を配置した自律的な専門機関とする必要があります。

全国に実演芸術の創造、公演、普及を促進する拠点を整備する法律の制定を要望します。

実演芸術の伝承、創造、公演、鑑賞、普及に不可欠な施設等固定資産税減免を

実演芸術は演者、スタッフの長い時間をかけた共同作業から生み出されます。この活動に不可欠なのが稽古場、劇場です。民間の芸術団体は自らの活動の基盤として施設を維持していますが、その経営は厳しいものがあります。

平成 23 年度の税制改正において「伝統芸能の伝承施設の固定資産税等の減免措置」が継続されましたが、伝統芸能以外の分野にも拡大することを要望いたします。

■文化芸術による震災復興と日本社会の再生のため、 実演芸術の新たな振興策と文化庁予算の増額を

東日本大震災復興基本法には「地域の特色ある文化を振興し」と謳われていますが、このためには生活や地域再建の重要な要素として文化芸術が欠かせないものと位置づけられなければなりません。

被災地は文化施設の損傷、活動の中止に見舞われましたが、それだけでなく全国の文化芸術活動は、被災、自粛、停電による公演中止など全国的にも停滞を余儀なくされました。

被災地での活動の促進と全国的な活動の回復と継続のためには、専門芸術団体、劇場・音楽堂等の文化施設の経営基盤を強めていくことが重要となります。文化芸術振興基本法の制定とともに文化庁予算は総額で増額されましたが、ここ数年は横ばいとなり、とりわけ専門芸術団体、劇場・音楽堂の運営組織への助成金は約 10%の減額となりました。

全国的な視野で実演芸術を活性化する新たな振興策の構築と文化庁予算の増額を要望いたします。

**文化省を設置し、国は主導性を発揮し、文化芸術立国をめざし
文化関連予算を国家予算の0.5%に**

日本の文化財、文化資源のもつ多様性と豊かさは、世界的に見て高いポテンシャルをもっています。人々の創造性、美意識に基づく歴史的な所産であり、21世紀の国の政策として、国民の共通した基盤として重点的に成長させることが重要な分野です。

実演芸術、映画、映像や音楽ソフト、アニメなどの創造活動は、1) 生産やサービスを有する側面から産業政策、2) コンテンツの放送・通信の側面から放送・通信政策、3) まちづくりの側面から地域政策、4) 文化芸術の供給の担い手として側面から労働政策、5) 歴史的な所産である文化芸術は、教育において中心となるもので教育政策、そして観光政策など他省庁との連携無しには充実したものには成り得ません。

文化省を設置し、内閣での主導性を発揮し、文化芸術の継承と創造の基盤強化を軸とする国際交流や観光、文化産業を育成する抜本的な政策を確立し、文化関連予算を現在の0.11%から0.5%を目標とし、中長期的に増額する方針を打ち出していきたい。